

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。

還付申告の方を含め、申告される全ての方について、「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

国税庁ホームページ **確定申告 検索**

御坊税務署からのお知らせ

平成27年分

確定申告

申告書の作成は自宅のパソコンで

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2

- プリントアウトして送付
- ネット送信 (e-Tax)

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税

平成28年 **3月15日(火)まで**

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、2月16日(日)からです。

消費税および地方消費税 (個人事業者)

平成28年 **3月31日(木)まで**

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

国税庁ホームページによる申告書作成について

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) で申告書の作成ができ、印刷・郵送により税務署に足を運ばず申告書の提出ができます。

確定申告に関する情報のほか、申告書用紙、青色決算書、収支内訳書などの各種様式手引書等のダウンロードもできます。

【お問い合わせ】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570・01・5901)

マイナンバー制度の導入について

平成28年1月より、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。



- 確定申告書…翌年分(平成28年分)以降の提出の際に個人番号(12桁)の記載が必要です。
- 申請書、届出書…平成28年1月1日以降、申請書等の提出の際に個人番号の記載が必要です。

個人番号を記載した申請書等を提出する際には、申請等されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- (1) 個人番号カードの表面と裏面 (番号確認と身元確認)
 - (2) 通知カード(番号確認)
- +
- 運転免許証、健康保険の被保険者証など (身元確認)

記帳・帳簿の保存制度について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行っている全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要です。

公的年金を受給されている方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出は不要です。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるため、株式等の損失を翌年に繰り越すため等の申告書は提出することができます。

なお、住民税の申告については、お住まいの市町の窓口にお尋ねください。

申告会場の開設

☆税理士による
無料申告相談会場日程

会場	日程	受付時間	相談対象者
御坊市役所 3階会議室 (御坊市園350)	2月17日(水)	9:30 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00	小規模な 事業所得者の方
日高川町役場 3階会議室 (日高川町土生160)	2月19日(金)		
印南町公民館視聴覚室 (印南町印南2009-1)	2月24日(水)		

【お問い合わせ先】

御坊税務署 〒644-0002 御坊市園430-3 (☎0738・22・0695〔代表〕)

※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内しております。アナウンスに沿って、操作してください。

埋蔵文化財包蔵地内におおける

土木工事等の手続きについて

教育委員会から

新築・工事等をする 場合の事前相談・照会

新築・工事等を計画される場合には、埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

所在地図は、町教育委員会で閲覧できるほか、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期にお願いします。



埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、事業者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出書(文化財保護法第93条第1項)を2部提出する必要があります。この間、工事の着工はできません。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会文化遺産課に進達され、事業内容等を検討し、おおむね次のいずれかを指し示します。

発掘調査

工事に先立ち行う調査で、遺跡の内容を把握するための部分的な発掘を行う確認調査と、記録保存のための本発掘調査があります。

工事立会

工事の現場を、町教育委員会

および県文化遺産課の担当職員が立ち会います。

慎重工事

埋蔵文化財包蔵地内であることを認識して、慎重に工事を実施し、もし埋蔵文化財を発見した場合は、町教育委員会へ連絡をお願いします。

提出が必要な 書類について

届出に必要な関係書類は次のとおりです。

1. 埋蔵文化財発掘の届出書(指定の様式)
 2. 土木工事を行う位置図・付近見取図
 3. 土木工事等の概要書類・図面(土地利用計画図・建物配置図・建物の平面図・立面図・基礎図・地中埋蔵物に関する図面等)
- ※提出部数 2部



埋蔵文化財包蔵地を ホームページで 閲覧される場合

○和歌山県教育委員会文化遺産課
和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/index.html>



埋蔵文化財包蔵地を 直接閲覧される場合

工事等予定のわかる地図(住宅地図等)をご持参のうえ、教育委員会教育課(役場別館1階)まで、お越しください。

詳しくは、教育委員会教育課生涯学習班(☎63・3812)まで。